

議案第 23 号

施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

施設使用料区分変更に伴う関係条例の整理等に関する条例

(大田原市農業者健康管理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市農業者健康管理施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 利用者は、第4条の規定により許可を受けたとき、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を減免することができる。

附則の次に次の表を加える。

別表（第8条関係）

大田原市農業者健康管理施設使用料

使用区分	単位	使用料
体育館	1時間	1,000円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 大田原市親園農村環境改善センター使用料

使用区分		単位	使用料
研修棟	会議室	1時間	300円
	和室		300円
	調理室		500円
体育館	入場料を徴収しない場合	集会等に使用するとき。	1,000円
		営利、宣伝等に使用するとき。	2,000円
	入場料を徴収する場合	集会等に使用するとき。	2,000円
		営利、宣伝等に使用するとき。	4,000円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

2 大田原市湯津上農村環境改善センター使用料

使用区分	単位	使用料
農事研修室	1時間	300円
生活研修室		300円
調理実習農産物加工室		500円
保健指導健康管理室		300円

土壌試験室	300円
営農相談室	300円
多目的ホール	500円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市黒羽農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

大田原市黒羽農業構造改善センター使用料

使用区分	単位	使用料
大会議室	1時間	300円
小会議室		300円
和室		300円
農産加工所		500円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市総合文化会館条例の一部改正)

第4条 大田原市総合文化会館条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

1 ホール使用料

使用区分		単位	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	平日	1時間	2,000円	3,000円
	土・日曜祝日		3,000円	4,000円
舞台のみ の場合	平日		500円	1,000円
	土・日曜祝日		1,000円	1,500円
楽屋	第1		100円	100円
	第2		100円	100円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

2 会議室等使用料

使用区分	単位	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	摘要
第1会議室	1時間	300円	400円	
第2会議室		300円	400円	
和室		300円	400円	

調理室		500円	500円	
-----	--	------	------	--

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 市内に住所を有しない者が使用する場合は、規定使用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
 - (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60
 - (3) 入場料1,000円以上のとき 規定使用料の100分の100

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

器具等使用料

品名	単位	使用料 (1時間)	摘要
舞台フットライト	1列	200円	
ボーダーライト	1列	300円	
サスペンションライト	1台	50円	
シーリングスポットライト	1台	500円	
ステージ用スポットライト	1台	100円	
ロアーホリゾンライト	1台	100円	
アップーホリゾンライト	1式	300円	
コンセント	1個	50円	1KW以内
持ち込み器具	1個	20円	1KW
所作台	1式	400円	
山台	1台	20円	
松羽目	1枚	100円	
金・銀屏風	1双	100円	
緋もうせん	1枚	20円	
地緋	1枚	100円	
長布団	1枚	20円	
演台	1式	100円	
ピアノ	1台	400円	
拡声装置	1式	400円	マイクロホン1本付
マイクロホン	1本	50円	
ワイヤレスマイクロホン	1式	200円	マイクロホン1本付
ミキサー	1台	100円	
ブームスタンド	1台	20円	

ワイヤレスアンプ	1台	100円	
----------	----	------	--

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 ピアノの調律料は、別に実費を徴収する。
- 3 消耗器材等は、使用量に応じ実費を徴収する。

(大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

多目的ホール使用料

使用区分		単位	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	平日	1時間	1,000円	1,500円
	土・日曜 祝日		1,500円	2,000円
	第1		100円	100円
楽屋	第2		100円	100円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
 - (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60
 - (3) 入場料1,000円以上のとき 規定使用料の100分の100

(大田原市都市公園条例の一部改正)

第6条 大田原市都市公園条例（昭和52年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1及び2を次のように改める。

1 野球場及び第2球場

区分	単位	使用料	摘要
高校生以下	1時間	300円	第2球場のみとする。
一般		500円	
夜間照明		3,000円	

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

2 陸上競技場

(1) 普通使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

個人	高校生以下	1 時間	1 0 0 円
	一般		2 0 0 円
団体	高校生以下		5 0 0 円
	一般		1, 0 0 0 円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(2) 専用使用料 (貸切りで使用する場合はいう。)

区分	単位	使用料
高校生以下	1 時間	1, 5 0 0 円
一般		3, 0 0 0 円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

同表の5を次のように改める。

5 相撲場

区分		単位	使用料
個人	高校生以下	1 時間	5 0 円
	一般		1 0 0 円
団体	高校生以下		2 0 0 円
	一般		4 0 0 円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市普通公園条例の一部改正)

第7条 大田原市普通公園条例(平成17年条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

有料公園施設名	設置場所	種類	単位	使用料
野外ステージ	湯けむりふれあいの丘広場	ステージ	1 時間	5 0 0 円
黒羽城址野外ステージ	黒羽城址公園	ステージ		5 0 0 円
		研修室		3 0 0 円
たまち蔵屋敷	黒羽田町公園	研修室		3 0 0 円
旧浄法寺邸	芭蕉公園	研修室		4 0 0 円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市公民館条例の一部改正)

第8条 大田原市公民館条例(昭和45年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

公民館使用料

使用区分		単位	使用料
地区公民館	会議室	1 時間	3 0 0 円
	和室		3 0 0 円

	調理室	500円
	公会堂	1,000円
	体育館	1,000円
	多目的ホール	600円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 公会堂は黒羽・川西地区公民館のみに、体育室は大田原西地区公民館のみにそれぞれ適用する。

(大田原市野崎研修センター条例の一部改正)

第9条 大田原市野崎研修センター条例(昭和63年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

研修センター使用料

使用区分	単位	使用料
第1研修室(ホール)	1時間	600円
第2研修室		300円
第3研修室		300円
和室1		300円
和室2		300円
調理室		500円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 市民体育館

(1) 普通使用料

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
高校生以下	1時間	50円	75円
一般		100円	150円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(2) 専用使用料(貸切りで使用する場合をいう。)

区分	単位	使用料
----	----	-----

		市内在住者	市外在住者
高校生以下	1 時間	4 0 0 円	6 0 0 円
一般		8 0 0 円	1, 2 0 0 円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
 - (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60
 - (3) 入場料1,000円以上のとき 規定使用料の100分の100

(3) 部分使用料

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
体育館の4分の1（バドミントン1面相当）	1 時間	2 0 0 円	3 0 0 円
体育館の2分の1（バスケットボール及びバレーボール相当）		4 0 0 円	6 0 0 円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 高校生以下は、100分の50を減額した額とする。

2 武道館

(1) 普通使用料

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
高校生以下	1 時間	5 0 円	7 5 円
一般		1 0 0 円	1 5 0 円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(2) 専用使用料（貸切りで使用する場合をいう。）

区分	単位	使用料		
		市内在住者	市外在住者	
柔道場	高校生以下	1 時間	2 0 0 円	3 0 0 円
	一般		4 0 0 円	6 0 0 円
剣道場	高校生以下		2 0 0 円	3 0 0 円
	一般		4 0 0 円	6 0 0 円
武道場（全面）	高校生以下		4 0 0 円	6 0 0 円
	一般		8 0 0 円	1, 2 0 0 円

備考

- 1 普通使用できる日は、一般公開日とする。
- 2 一般公開日とは、広く市民に体育を普及するため教育委員会が定める日をいう。
- 3 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
 - (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60
 - (3) 入場料1,000円以上のとき 規定使用料の100分の100

3 黒羽体育館

- (1) 部分専用使用料（一部を貸切りで使用する場合はいう。）

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
体育館の8分の1	1時間	100円	150円
体育館の8分の1（バドミントン1面）		100円	150円
体育館の4分の1		200円	350円
体育館の2分の1（バスケットボール1面、ソフトテニス1面、バレーボール1面）		400円	600円
剣道		400円	600円
柔道		400円	600円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 高校生以下は、100分の50を減額した額とする。

- (2) 専用使用料（貸切りで使用する場合はいう。）

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
格技場	1時間	800円	1,200円
アリーナ		800円	1,200円
全館		2,000円	3,000円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 高校生以下は、100分の50を減額した額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
 - (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60

(3) 入場料 1, 0 0 0 円以上のとき 規定使用料の 1 0 0 分の 1 0 0

(3) 普通使用料

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
高校生以下	1 時間	5 0 円	7 5 円
一般		1 0 0 円	1 5 0 円

備考 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とする。

(4) 会議室使用料

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
会議室	1 時間	3 0 0 円	4 5 0 円
研修室		3 0 0 円	4 5 0 円

備考 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とする。

別表第 2 を削る。

(大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 大田原市黒羽運動公園の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 から 4 までを次のように改める。

1 陸上競技場

(1) 普通使用料

区分		単位	使用料	
			市内在住者	市外在住者
個人	高校生以下	1 時間	5 0 円	7 5 円
	一般		1 0 0 円	1 5 0 円
団体	高校生以下		3 0 0 円	4 5 0 円
	一般		5 0 0 円	7 5 0 円

備考 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とする。

(2) 専用使用料（貸切りで使用する場合をいう。）

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
高校生以下	1 時間	6 0 0 円	9 0 0 円
一般		1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 入場料500円未満のとき 規定使用料の100分の20
- (2) 入場料500円以上1,000円未満のとき 規定使用料の100分の60
- (3) 入場料1,000円以上のとき 規定使用料の100分の100

2 テニスコート

区分	単位	使用料	
		市内在住者	市外在住者
1面	1時間	300円	450円
夜間照明(1面)		300円	450円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

3 相撲場

区分		単位	使用料	
			市内在住者	市外在住者
個人	高校生以下	1時間	50円	75円
	一般		100円	150円
団体	高校生以下		200円	300円
	一般		400円	600円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

4 多目的運動場

区分		単位	使用料		
			市内在住者	市外在住者	
運動場	団体	1時間	300円	450円	
野球場夜間照明	団体		全灯	3,000円	全灯 4,500円
			半灯	2,000円	半灯 3,000円
ソフトボール場夜間照明	団体		1,000円	1,500円	

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。